

京 都 大 学 学 術 情 報 メ デ ィ ア セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(研究部門)</p> <p>第6条 学術情報メディアセンターに、次に掲げる研究部門を置く。</p> <p>ネットワーク研究部門</p> <p>コンピューティング研究部門</p> <p><u>教育支援システム研究部門</u></p> <p>デジタルコンテンツ研究部門</p> <p>連携研究部門</p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究部門)</p> <p>第6条 学術情報メディアセンターに、次に掲げる研究部門を置く。</p> <p>ネットワーク研究部門</p> <p>コンピューティング研究部門</p> <p><u>社会情報解析基盤研究部門</u></p> <p>デジタルコンテンツ研究部門</p> <p>連携研究部門</p> <p>附 則 (令和5年達示第24号)</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> |